

清掃業務委託仕様書

この仕様書は、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）（以下「スポーツガーデン」という。）の清掃の概要を示すものであるから、現場の状況に応じ軽微な部分は本書に記載のない事項であっても委託者が施設管理上必要と認めた作業及び業務は委託金額の範囲内で受託者が実施するものとする。受託者は、業務遂行に当たっては、当施設の特異性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をもたらすことのないようにしなければならない。

また、施設利用者に対して遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応しなければならない。

1. 件 名

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）清掃業務委託

2. 目 的

施設の清掃業務にあたっては、指定箇所の日常並びに定期清掃を主たる業務とし、良好な衛生環境の維持と建材の保全に努めること、特にガラス清掃を含む高所作業等については労働安全衛生法等を遵守して安全管理に万全を期すること。

なお、用水、電力の使用については必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了後ただちに消灯すること。

3. 委託期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

※ 上記委託期間は委託者が地方自治法第244条により三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）の指定管理者として指定を受けた期間であるため、指定管理者の取消などが発生した場合の委託期間は指定終了をもって終了するものとする。

4. 業務場所

- (1) 施設名 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）
水泳場、庭球場、体育館、サッカー・ラグビー場
- (2) 所在地 三重県鈴鹿市御薊町1669番地
- (3) 建物の構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
- (4) 建物規模 延床面積 33,964㎡

内 訳

水泳場（地上3階・地下1階）	18,807㎡
庭球場テニスコート管理棟（地上3階）	1,168㎡
庭球場センターコート棟（地上2階）	1,987㎡
庭球場シェルターコート棟（地上1階）	3,031㎡
庭球場屋外テニスコートコントロール棟（地上2階）	105㎡
体育館（地上2階）	4,308㎡
サッカー・ラグビー場（地上3階）	4,558㎡

5. 休業日

- (1) 原則第一週月曜日（ただし、第一週月曜日が祝日の場合は同一月内の月曜日）
- (2) 12月31日及び1月1日

- (3) その他三重県又は委託者が定める日

※ただし、上記はあくまで予定された休業日であり、宿泊を伴う利用がある場合の開場及び開場時間を変更する場合もある。

6. 開館時間

9時から22時

※ただし、12月から3月は9時から21時

7. 受託者の責務

- (1) 法令の遵守

この業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

- (2) 守秘義務

受託者は、業務上知りえた委託者の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

- (3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、スポーツガーデンの信用を失墜する行為をしてはならない。

- (4) 業務従事者の身分の明確化

受託者は、受託業務の実施に先立って、業務従事者の氏名年齢を記載した名簿(任意様式)を委託者に届けなければならない。業務従事者を変更する場合も同様とする。

また、業務従事者に対しては清掃業務をするに適した統一された服装及び名札を着用させなければならない。なお、これにかかる費用は受託者の負担とし、服装については事前に委託者の承認を受けるものとする。

- (5) 業務責任者

受託者は受託業務を円滑に執行するため、業務従事者から業務の現場における責任者(以下「業務責任者」と言う。)を選任し委託者に届け出なければならない。

業務責任者は、契約内容の履行、業務従事者の監督、関連部署との連絡調整、業務従事者の人事管理について総括すること。

なお、必要に応じて開催される業務委託者間の打合せ及び会議への出席依頼があった場合、責任者は必ず出席すること。

- (6) 指導教育

受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、当施設の管理運営に支障を来さないよう万全を期すものとする。この場合、細部については、業務責任者が、委託者と協議の上、業務従事者の指導教育にあたることとする。

- (7) 施設管理運営事業への参画

受託者は、委託者が実施する消防訓練及びその他の施設管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

8. 作業範囲

スポーツガーデン(水泳場、庭球場、体育館、サッカー・ラグビー場)施設、外周及び庭園清掃並びに紙屑、灰皿の処理(第2・第4・第5駐車場を含む)

9. 作業時間

- (1) 受託者は建物内外に業務従事者を適正に配置し、常時清掃作業を行うものとする。

- (2) 原則として、開館1時間30分前から閉館後30分までにおこなうこと。なお、当施設が特別

開場により開館時間が早まる日についても同様とする。

ただし、選手控室及び周辺諸室（指令室・選手控室・役員室・本部室・更衣室等）等については、イベント開催に応じて行うこと。

- (3) 日常清掃作業は、休業日を除いて毎日実施することとし、定期清掃については対象用途に応じて、業務に支障をきたさない日時に行うことができるよう担当者と協議すること。
- (4) エントランス、ロビー等指示された場所は、開館時まで完了すること。

10. 費用負担等

- (1) 本作業に使用する機械、器具、材料等はすべて品質良好なもので、あらかじめ検査を受けた品質か、これと同等以上のものを使用すること。本作業に使用する機械等は受託者の負担とする。
- (2) トイレトペーパー、ビニール袋（ゴミ用、トイレ用）、石鹼等は委託者の負担とする。支給品の保管は、管理簿等により受託者の負担で行うこと。
- (3) 受託業務の遂行のために必要な用水、電力、ロッカー、机、資材置場等は委託者が無償で貸与する。また、業務作業員の事務室（控室）は、委託者において無償提供する。
- (4) 塵芥処理費（一般塵芥、粗大塵芥、産業廃棄物等）は、受託者の負担とする。これには廃棄書類、廃棄フィルター・管球類等を含むものとする。なお、塵芥の処分については関係法令を遵守し処分すること。また委託者より塵芥処分量について調査が入る場合もあるので、その記録を残すこと。

11. 業務計画書等の提出

- (1) 業務計画書の提出
受託者は、契約締結後直ちに業務組織表及び実施計画書を委託者に提出するものとする。
- (2) 作業報告書及び作業予定書の提出
受託者は、作業実施にあたり毎月実施する定期清掃及び特別清掃の予定を前月 25 日までに提出し、実施報告は翌月 10 日までに委託者に提出すること。
- (3) 作業日誌の提出
受託者は、毎日の作業終了後、作業業務報告書（日報）に必要事項を記入し、翌朝管理事務所へ提出すること。
- (4) 様式等
上記の報告書及び日誌の様式は委託者と協議のうえ定めることとし、その作成費用は協議のうえ決定するものとする。
- (5) 改善命令
委託者は、受託業務に関して調査し又は報告を求め、必要のある時は改善を命ずることができるものとする。（是正勧告）この場合、受託者は、直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。
是正勧告の後、業務に関して委託者が求める要求を客観的に満たしていない事実があきらかな場合は、第 11 項の減額規定を適用する。
- (6) 持ち込み備品リストの提出
受託者は、契約締結後速やかに受託業務にかかる持ち込み備品リストを委託者に提出するものとする。

12. 作業管理等

- (1) 鍵等の管理
貸与した鍵等は、慎重に取扱い、業務を遂行するため必要な時間と場所に限り使用する

こと。

(2) 安全管理

作業の実施にあたっては、作業員の安全に十分配慮し、衛生及び火気の取扱いについて注意するとともに、スポーツガーデンの業務に支障にならないよう次の事項について十分注意すること。

- ① 塵埃を飛散させないこと。
- ② 清掃器具、使用物品の取扱いに注意し、スポーツガーデン施設・備品等を損傷しないこと。
- ③ 消防法第2条第7号に規定する発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。
- ④ 喫煙は、指定の場所以外でしないこと。

13. 損害予防措置等

(1) 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施にあたっては、スポーツガーデン又は第三者に危害または損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。また、危害または損害を与えた場合若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は直ちに委託者に報告すること。

(2) 破損箇所に対する措置

業務従事者は業務中に破損箇所を発見した場合は委託者に報告しなければならない。

14. 損害賠償責任

受託者は業務遂行上、故意または過失によりスポーツガーデンまたは第三者に損害を与えた場合は、スポーツガーデンの責務に帰する場合はほかその賠償責任を負う。

15. 作業上の留意事項

(1) 清掃作業は、スポーツガーデンの特殊性を考慮し、特に次の事項に留意すること。

- ① スポーツガーデンの業務に支障のないよう実施すること。
- ② 作業が一般利用者の支障にならないよう注意すること。
- ③ 常に利用者から見られていることを認識し、不必要な私語、態度等をとらないよう注意すること。
- ④ 教育・体育施設であることを十分認識し、利用者には良好な態度で接すること。

(2) 受託者は、従業員の労務管理及び健康管理等を適正に行うと共に、従業員に事故がある時は、代替要員を確保し業務に支障のないように留意すること。

(3) その他、細部については委託者の指示を受けること。

16. 減額規定

(1) モニタリング及びモニタリング方法

品質を担保する手段として次に定める方法をモニタリングを行う。

- ① 委託者は、受託者から事前に提出されている清掃業務実施計画書と、事後に提出された業務報告書により、書類確認を行う。(セルフモニタリング)
- ② 委託者は、毎月原則双方の立会いのもとに、受託者から提出された業務報告書の記載、契約の履行状況について現場確認を行う。(双方のモニタリング)

(2) 委託金額減額の考え方

① 是正勧告

業務報告書による書類確認、もしくは履行状況の現場確認において、業務要求水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、委託者は受託者に対して当該事

項の是正を勧告することが出来る。

② 業務改善計画書

委託者の是正勧告があった場合、受託者は業務改善計画書を是正勧告日の翌日から起算して第5営業日以内に甲に提出する。受託者の提出する業務報告書に、業務要求水準を満たしていない事項が存在していることが明らかな場合には、受託者は委託者の是正勧告を待たず、当該業務報告書の提出と同時に業務改善計画書を提出しなければならない。

③ 委託料の減額

委託者が受託者に対して是正勧告を行ったのにも係らず、受託者の業務内容が改善されない場合、委託者は委託料の減額措置を行うことが出来る。委託料の減額は以下の規程に基づくものとする。

【減額規程】

(業務報告書上の減額)

- ・業務改善計画書に記載した内容が当該月を含めて2ヶ月連続して業務要求水準を満たしていない場合、3ヶ月目から委託金額を減額する。
- ・減額の計算式は、以下の通りとする。

$$\text{減額する委託料} = \text{規程の委託料} \times 100 - (\text{仕様未達項目数} \times 1)\%$$

(現場確認による減額)

- ・別に定める要求水準書の仕様未達成項目数が2ヶ月連続して総項目数の15%以上である場合、3ヶ月目から委託金額を減額する。
- ・仕様未達項目数に係らず、同じ項目が2ヶ月連続して仕様未達であった場合は、3ヶ月目から委託金額を減額する。
- ・減額の計算式は、以下の通りとする。

$$\text{減額する委託料} = \text{規程の委託料} \times 100 - (\text{仕様未達項目数} \times 2)\%$$

例：4月に16項目未達（勧告）・5月に10項目未達（勧告解除）

なお、計算は毎月行い、減額する委託料の千円未満は切り捨てとする。

④ 支払いの停止及び支払い解除

委託料の減額後、減額対象月から起算して3ヶ月連続して支払い減額が継続した場合、委託者は減額対象月から起算して3ヶ月目の月に対する委託料から支払いを停止することが出来る。

また、仕様未達項目が全項目数の30%以上あった場合、委託者は当該月の委託料から支払いを停止することが出来る。

支払い停止対象月から起算して3ヶ月連続して業務報告書において是正が行われていない場合には、甲は契約を解除することが出来る。

17. 特記事項

- (1) 本仕様書は2019年2月末現在の施設概要及び関係法令に基づく仕様であるため、委託期間内に法改正等により業務内容に変更が生じた場合は委託者と協議を行うものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は双方協議のうえ対応するものとする。

清掃業務要求水準書

清掃業務要求水準書	
項目	内容
1. 目的	質の高い清掃品質を維持し施設を清潔に保ち、県民の方々が安心して利用できるようにする。
2. 業務範囲	清掃の方法及び頻度
	下記の仕様書等に記載された清掃方法・頻度等を参考に受託者が最適な方法で実施し、要求水準を満たすものとする。なお、清掃回数についてはあくまで目安であり、当方が定める要求水準を持たすことが可能であれば増減は可能とする。
	①清掃頻度表(別紙) ②業務要求水準詳細表(別紙)
3. 要求水準	要求水準の基本方針
	1 日常清掃
	① 床・壁・柱等
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げに応じた適切な方法により、埃・ゴミ・汚れ・シミ等を落とし、清潔な状態に保つ。 ・入口のガラス、マット、金属部、カウンター、案内板、障壁部分は日常的に清潔・美観を保つ。 ・ドアノブ、手摺、スイッチ回り等、直接手をふれる箇所は、特に清潔な状態に保つ。 ・テーブル、机、椅子、備品類は、清潔な状態に保つとともに、整理整頓を行い、常に利用しやすい状態に保つ。
	② トイレ・シャワー・更衣室等
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生陶器・洗面台・鏡等は埃・ゴミ・汚れのない清潔な状態に保つ。 ・消耗品(トイレットペーパー、水石鹼等)が補充してあること。 ・更衣室内にゴミ及び髪の毛等がない、清潔な状態に保つ。
	③ 屑入れ・吸殻入れ・茶殻入れ等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・吸殻等があふれていないこと。
④ 機器類	
<ul style="list-style-type: none"> ・埃、土、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。 	
2 定期清掃	
① 床	
<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げに応じた適切な方法により洗浄等を行い、汚れ・シミ等のない清潔な状態に保つ。 	

	<p>② 壁・柱等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すす、くもの巣等のないこと。
	<p>3 大会後清掃</p> <p>水泳場及び体育館については大会終了後の清掃を行う。</p> <p>なお、清掃箇所は頻度表に定める箇所とし、要求水準は日常清掃と同様とする。</p>
4. 一般事項	<p>受託者は、清掃業務の遂行に際しては、以下の事項を行うこと。</p>
	<p>1 清掃業務の確認</p> <p>清掃業務の終了後に委託者に報告し確認を受ける。</p>
	<p>2 モニタリングへの立会い</p> <p>委託者が、定期又は抜き打ちでモニタリングを実施する際に立会いをすること。</p>

業務要求水準詳細表（日常清掃）

部位	判断基準
【エントランス部分】	
ガラス扉	<p>約2m程度から目視で確認できる著しい手垢や汚れのないこと</p> <p>金属部分に雑巾ぶきで取れる汚れのないこと</p>
階段下ガラス	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
靴摺り、防塵マット	<p>マット上にゴミの散乱のないこと</p> <p>目立つ土砂等がないこと(ただし悪天候の場合は除く)</p> <p>目立つ汚れのないこと(変色・しみ等は除く)</p> <p>マットの裏に土等の汚れのないこと</p>
案内板	<p>約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと</p> <p>綿状の埃のないこと</p>
入退場システム	<p>雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと</p> <p>綿状の埃のないこと</p>
灰皿	<p>約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと</p> <p>清掃後にタバコの吸殻が目立たないこと</p>
屑入れ	<p>ゴミ箱からゴミがあふれていないこと</p> <p>素手で取れるゴミが散乱していないこと</p> <p>周辺に素手で取れるゴミのないこと</p>
テーブル、椅子	<p>テーブルや椅子の上にゴミが散乱していないこと</p> <p>目立つ汚れのないこと(変色・しみ等は除く)</p>
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと

	綿状の埃のないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
壁面、柱	スイッチ回りに雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
	低所部分に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
【廊下、階段】	
手摺	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと
	綿状の埃のないこと
	雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
	ノンスリップに水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	スイッチ回りに雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
	低所部分に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
【エレベーター】	
床	綿状の埃のないこと
	ノンスリップに水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
操作ボタン	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
扉、内壁	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
【トイレ】	
床	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	綿状の埃のないこと
	著しく床に水気が残っていないこと
	水ぶきで取れる泥等の汚れがないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
便器(周辺)	水がスムーズに流れること
	水ぶきで取れる汚れのないこと
	トイレットペーパーが予備補充されていること
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	汚物入れに紙等のゴミが残っていないこと
洗面台	陶器に水ぶきで取れる汚れのないこと
	カランに水ぶきで取れる汚れのないこと
	水石鹸が予備補充されていること
	鏡に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	乾拭き仕上げをしていないと判断される水拭き跡が残っていないこと
	排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
排気口	水がスムーズに流れること
	封水が有り、臭気が上がって来ないこと

【更衣室、シャワー室、温浴室等】	
床	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	綿状の埃のないこと
	著しく濡れている状態は×
	雑巾ぶきで取れる手垢、汚れ、ぬめりのないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
ロッカー	ロッカー内にゴミ・埃・土等素手で取れるゴミのないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
シャワー	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
	清掃後に床に髪の毛が落ちていることがないこと
	排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
洗面台	陶器に水ぶきで取れる汚れのないこと
	カランに水ぶきで取れる汚れのないこと
	水石鹸が予備補充されていること
	鏡に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	乾拭き仕上げをしていないと判断される水拭き跡の残っていないこと
	清掃後に洗面台周辺及び排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
排気口	綿状の埃のないこと
【トレーニング室】	
床	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	綿状の埃のないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
機器	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
【下足室】	
ガラス扉	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
靴摺り、防塵マット	マット上にゴミの散乱のないこと
	目立つ土砂等がないこと(ただし悪天候の場合は除く)
	目立つ汚れのないこと(変色・しみ等は除く)
	マットの裏に土等の汚れのないこと
下駄箱	内部に土の塊が残っていないこと
【ホール、観客席】	
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと
	綿状の埃のないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	ノンスリップに水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと

灰皿	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
	清掃後にタバコの吸殻が目立たないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
	周辺に素手で取れるゴミのないこと
机、椅子	テーブルや椅子の上にゴミの散乱のないこと
	変色・しみ等は除く
手摺下ガラス	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと

業務要求水準詳細表（定期清掃）

部位	判断基準
【エントランス部分】	
ガラス扉	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢や汚れのないこと
	金属部分に雑巾ぶきで取れる汚れのないこと
階段下ガラス	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
靴摺り、防塵マット	マット上にゴミの散乱のないこと
	目立つ土砂等がないこと(ただし悪天候の場合は除く)
	目立つ汚れのないこと(変色・しみ等は除く)
	マットの裏に土等の汚れのないこと
案内板	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
	綿状の埃のないこと
入退場システム	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	綿状の埃のないこと
灰皿	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
	清掃後にタバコの吸殻が目立たないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
	周辺に素手で取れるゴミのないこと
テーブル、椅子	テーブルや椅子の上にゴミが散乱していないこと
	目立つ汚れのないこと(変色・しみ等は除く)
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと
	綿状の埃のないこと
	水ぶきで取れる泥等のシミがないこと
	ワックスが透明であり、白く残っていないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	幅木にワックスが白く残っていないこと
壁面、柱	スイッチ回りに雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと

	脚立等で届くすす、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
	低所部分に雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
【廊下、階段】	
手摺	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと
	綿状の埃のないこと
	水ぶきで取れる泥等のシミがないこと
	ワックスが透明であり、白く残っていないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	幅木にワックスが白く残っていないこと
	ノンスリップに水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	スイッチ回りに雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすす、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
	低所部分に雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
【各事務室、会議室、所長室、応接室等】	
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと
	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	綿状の埃のないこと
	水ぶきで取れる泥等のシミがないこと
	ワックスが透明であり、白く残っていないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	幅木にワックスが白く残っていないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすす、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
【エレベーター】	
床	綿状の埃のないこと
	ノンスリップに水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
操作ボタン	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
扉、内壁	約2m程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
【トイレ】	
床	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	綿状の埃のないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
	著しく床に水気が残っていないこと
	水ぶきで取れる泥等の汚れがないこと

壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすず、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
便器(周辺)	水がスムーズに流れること
	水ぶきで取れる汚れのないこと
	便器の裏側等に尿石の堆積等の明らかな黄ばみの残っていないこと
	トイレトペーパーが予備補充されていること
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	汚物入れに紙等のゴミが残っていないこと
洗面台	陶器に水ぶきで取れる汚れのないこと
	カランに水ぶきで取れる汚れのないこと
	水石鹸が予備補充されていること
	鏡に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	乾拭き仕上げをしていないと判断される水拭き跡の残っていないこと
	排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
排気口	水がスムーズに流れること
	封水が有り、臭気が上がって来ないこと
【給湯室、医務室等】	
床	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	綿状の埃のないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすず、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
流し台	カラン シンクに水ぶきで取れる汚れのないこと
	水石鹸が予備補充されていること
	鏡に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	乾拭き仕上げをしていないと判断される水拭き跡の残っていないこと
	排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
茶殻・吸殻入れ	清掃後に茶殻・吸殻が目立たないこと
	素手で取れるゴミのないこと

排気口	綿状の埃のないこと
【更衣室、シャワー室、温浴室等】	
床	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	綿状の埃のないこと
	著しく濡れている状態は×
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすす、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
ロッカー	ロッカー内にゴミ・埃・土等素手で取れるゴミのないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
シャワー	タイル目地に水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
	排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
洗面台	陶器に水ぶきで取れる汚れのないこと
	カランに水ぶきで取れる汚れのないこと
	水石鹸が予備補充されていること
	鏡に雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	乾拭き仕上げをしていないと判断される水拭き跡の残っていないこと
	排水口に髪の毛、ゴミ等のないこと
排気口	綿状の埃のないこと
【トレーニング室】	
床	周辺に素手で取れるゴミのないこと
	綿状の埃のないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすす、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
機器	雑巾ぶきで取れるもの手垢や汚れのないこと
【下足室】	
ガラス扉	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	約 2m 程度から目視で確認できる著しい汚れの付着がないこと
靴摺り、防塵マット	マット上にゴミの散乱のないこと
	目立つ土砂等がないこと(ただし悪天候の場合は除く)
	目立つ汚れのないこと(変色・しみ等は除く)
	マットの裏に土等の汚れのないこと
下駄箱	内部に土の塊が残っていないこと

【ホール、観客席】	
床	水ぶきで取れる泥等の歩行動線の汚れがないこと
	綿状の埃のないこと
	水ぶきで取れる泥等のシミがないこと
	ワックスが透明であり、白く残っていないこと
	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	幅木にワックスが白く残っていないこと
	ノンスリップに水ぶきで取れる泥等の汚れのないこと
壁面、柱	雑巾ぶきで取れる手垢や汚れのないこと
	脚立等で届くすす、くもの巣等のないこと
	高所部分に脚立等で届く埃のないこと
灰皿	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
	清掃後にタバコの吸殻が目立たないこと
屑入れ	ゴミ箱からゴミがあふれていないこと
	素手で取れるゴミが散乱していないこと
	周辺に素手で取れるゴミのないこと
机、椅子	テーブルや椅子の上にゴミの散乱のないこと
	変色・しみ等は除く
手摺下ガラス	約 2m 程度から目視で確認できる著しい手垢汚れのないこと
合計	